

水道事業者等における新型インフルエンザ
対策ガイドライン

平成19年10月
厚生労働省健康局水道課

目 次

第1	はじめに.....	1
第2	本ガイドラインにおける発生段階の分類について.....	2
1	「新型インフルエンザ対策行動計画」における発生段階の分類.....	2
2	本ガイドラインにおける発生段階の分類.....	3
第3	発生段階別の対応について.....	4
1	新型インフルエンザ発生前期の対応.....	4
2	新型インフルエンザ海外発生期の対応.....	5
3	新型インフルエンザ国内発生期の対応.....	7
4	近傍地域等における新型インフルエンザ流行期以降の対応.....	9
参考資料	12
	事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン.....	13

第1 はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なるウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす。

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1型）が流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている（2003年（平成15年）11月～2007年（平成17年）9月の間で、ヒトの発症者329名、うち死亡者201名）。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっている。

新型インフルエンザに対する国際的な取組としては、これまで、世界保健機関（WHO）が、世界に4つあるWHOインフルエンザコラボレーティングセンター（日本、米国、英国、オーストラリア）の協力を得て、インフルエンザパンデミック対策を進めてきている。2005年（平成17年）5月には、WHOが「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」を公表し、各国がこれを基準として自国の国民を守るための行動計画の策定を進めている。

我が国では、新型インフルエンザの発生の危険性に対して迅速かつ確実な対策を講ずるため、平成17年12月、関係省庁対策会議により、「新型インフルエンザ対策行動計画」が「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて策定された。また、平成19年3月には、新型インフルエンザ専門家会議により「新型インフルエンザガイドライン（フェーズ4以降）」が策定され、その中で「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を始めとする13のガイドラインが示された。

「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」では、社会機能維持に関わる事業における業務継続の検討を求めている。また、新型インフルエンザの1つの波の流行期間と考えられる約2箇月間機能停止するようなことがあれば、国民生活が破たんするおそれがあるものを社会機能維持者の対象とすることとされており、水道事業者も社会機能維持者として明記されている。

このような状況を踏まえ、今般、新型インフルエンザ流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくため、水道事業者等がとるべき対応等について、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」としてとりまとめた。

本ガイドラインを参考として、水道事業者等（水道事業者及び水道用水供給事業者という。以下同じ。）の状況に応じて適切な新型インフルエンザ対策が推進されることが期待される。

なお、新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると考えられることから、今後の情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインを見直すこととしている。

第2 本ガイドラインにおける発生段階の分類について

1 「新型インフルエンザ対策行動計画」における発生段階の分類

「新型インフルエンザ対策行動計画」では、新型インフルエンザの発生状況等に応じて、WHO の定義に準じて6つのフェーズに分類し、さらにフェーズごとに国内で新型インフルエンザが発生していない場合及び発生した場合に細分化して、各フェーズごとに求められる対応等が定められている。同計画におけるフェーズと発生状況等の概要は、以下のとおり。

フェーズ	新型インフルエンザの発生状況等の概要
フェーズ1	ヒトに感染する恐れのあるウイルスが存在。ヒトへの感染リスクは小さい。
フェーズ2	ヒトへの発症に対してかなりのリスクを提起する。
フェーズ3	ヒト感染が見られるが、ヒトーヒト感染による拡大は見られない。
フェーズ4	限定されたヒトーヒト感染の小さな集団（クラスター）が見られるが、拡散は非常に限定されている。
フェーズ5	より大きなクラスターが見られるがヒトーヒト感染は依然限定的。
フェーズ6	一般のヒト社会の中で感染が増加、持続している。
後パンデミック期 (リカバリ期)	パンデミックが発生する前の状態へ急速に回復している。

2 本ガイドラインにおける発生段階の分類

本ガイドラインでは、「新型インフルエンザ対策行動計画」における発生段階の分類を踏まえつつ、以下のとおり発生段階別に分類してそれぞれの対応等を定めた。

- (1) 新型インフルエンザ発生前期（おおむねフェーズ 1～3 の段階に対応）
海外に限らず、国内でも野鳥、家きんなどへの高病原性鳥インフルエンザの発生が認められ、まれにヒトへの感染事例も認められるが、ヒトからヒトへの感染は明らかでなく、ウイルスの構造上も新型インフルエンザとは認められない時期
- (2) 新型インフルエンザ海外発生期（おおむねフェーズ 4A（国内非発生）段階に対応）
海外でヒトからヒトへの感染が認められ、新型インフルエンザが発生したことが確認される時期
- (3) 新型インフルエンザ国内発生期（おおむねフェーズ 4B（国内発生）段階に対応）
国内又は水道事業者等の供給地域の近傍地域（以下「近傍地域等」という。）において、限定されたヒト→ヒト感染の小さな集団（クラスター）が見られるが、拡散は非常に限定されている時期
- (4) 近傍地域等における新型インフルエンザ流行期以降（おおむねフェーズ 5B（国内発生）段階以降で以下のような時期に対応）
 - 近傍地域等において複数のクラスターが見られ、さらに感染拡大が予想される時期
 - 近傍地域等において急速に感染が拡大し、流行している時期
 - 後パンデミック期（リカバリ期）

第3 発生段階別の対応について

1 新型インフルエンザ発生前期の対応

新型インフルエンザ発生前期（おおむねフェーズ 1～3 の段階に対応）においては、以下の対応を講ずることが考えられる。

(1) 対策本部及び情報連絡体制の整備

水道事業者等において、危機管理対策の一環として、新型インフルエンザの発生後に的確かつ迅速な対応を図るための対策本部の整備及び情報連絡体制の構築を行う。情報連絡体制には、帰属する市町村等（以下「市町村等」という。）の保健部局、産業医等、近隣の医療機関等を含めるものとする。

なお、対策本部や情報連絡体制がより有効に機能するよう、必要に応じて訓練等を実施する。

(2) 浄水場等の運転管理業務要員リストの作成

新型インフルエンザの感染拡大により、浄水場等の運転管理業務に携わる要員の不足が生じた事態を想定し、あらかじめ当該業務の経験者について、浄水場ごとにリストを作成する。

リストの対象者は水道事業者等の職員を基本とするが、要員不足になることを想定し、退職者及び他部局等への転出者についてもリストに追加すべきかどうか、検討する。

これらのリストは、人事異動の状況等を踏まえて適時、情報の更新を図るとともに、リストに記載されている個人情報等の管理を徹底する。

(3) 優先業務の検討

水の安定供給に最低限必要な業務等についてあらかじめ検討し、新型インフルエンザの発生が確認され、要員の不足が生じた際にも水の安定供給ができるようにする。

(4) 委託業者等との体制整備

水の安定供給に必要な業務を委託業者、監理団体等（以下「委託業者等」という。）が実施している場合は、委託業者等との間でライフライン機能維持のために必要な要員の確保及び業務の継続に関する体制について、あらかじめ定めておく。

(5) 水道用薬品の供給体制

浄水施設では、浄水処理の過程において使用する水道用薬品について、優先的に供給が得られるよう事前に関連業者等との協力体制を構築する。

2 新型インフルエンザ海外発生期の対応

新型インフルエンザ海外発生期（おおむねフェーズ 4A（国内非発生）段階に対応）においては、以下の対応を講ずることが考えられる。

(1) 情報収集

市町村等の担当部局と連携しつつ、WHO や国（厚生労働省、外務省等）、都道府県等からの情報収集及び新型インフルエンザの発生確認を行う。

市町村等において危機管理対策会議等が開催された場合は、当該会議等において最新の情報収集に努める。

(2) 情報連絡体制の構築等

国や都道府県等から得られた新型インフルエンザの発生に関する情報は、水道事業者等の各部署に適切に情報提供し、職員に周知する。

委託業者等に必要な情報提供を行うとともに、連絡網をあらかじめ作成するなど緊急時に備えた情報連絡体制を整備する。

市町村等の危機管理対策会議等において、新型インフルエンザ発生に関する各局等との情報共有や事態に応じた対策を講じるよう要請があった場合は、水道事業者等は直ちに対策本部を設置し、新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有を図るとともに、必要に応じてライフライン機能維持のための対策、要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等の事項について検討を行う。

(3) 職員への感染予防措置

職員に対して、新型インフルエンザに関する知識、感染予防対策、海外発生地域、規模及び感染状況等について情報提供を行う。

うがい・手洗いを日常的に励行し、「咳エチケット」（下表参照）を心掛け、健康状態の自己把握に努めるよう、また、職場における感染拡大予防措置についての意識啓発を行うよう指導する。

「咳エチケット」とは、風邪をひいたときに、他人に移さない為のエチケットで、

- * 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ 1m 以上離れる。
- * 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- ・ 咳をしている人にマスクの着用を促す。
マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。
一方、健康な人がマスクをしているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できる訳ではないことに注意が必要である。
- ・ マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

（「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」より）

職員へ海外渡航に関する情報を周知し、感染状況に応じて新型インフルエンザ発生地域等への海外出張については中止する等の措置を講じる。

海外の新型インフルエンザ発生地域等から帰国した職員又は当該職員と接触した後に新型インフルエンザの感染が疑われる症状（38度以上の発熱、せき、全身けん怠感等）がある職員には、医療機関への受診又は保健所へ電話による相談を行うよう指導する。

職員に対するワクチンの接種は計画的に実施するとともに、ライフライン機能の維持を図るための要員確保に必要なワクチンの数量が確保できるよう、市町村等の関係部局と協議する。

(4) 要員の確認等

1(2)で作成したリストの内容を精査し、要員が不足した場合に対応可能な職員等を確認するとともに、水道技術管理者が新型インフルエンザに感染した場合等における指揮命令系統等についても確認する。

新型インフルエンザの感染が拡大した際に、運転管理業務等に携わる要員となっている職員に対しては、その旨を本人に周知する。他部局の職員、退職者については、要員が不足した際の協力を要請しておく。

(5) 必要な物資の確保

新型インフルエンザが海外で発生した段階であっても、渡航者の往来等により予想を超えたスピードで国内発生に至るケースが考えられる。

また、国内で発生した段階においては、物資の調達についても困難になることが予想されることから、海外発生期の段階で物資の確保に着手するように努める。

ア 浄水施設における物資の確保

浄水施設における浄水処理過程に必要な薬品の在庫数等について確認し、新型インフルエンザの感染拡大により調達が困難になることが予想される薬品等（ポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ナトリウム、液体塩素、濃硫酸、苛性ソーダ、活性炭等が考えられる。）のリストを作成する。

在庫が不足する場合を想定し、約2か月程度の間使用する薬品を確保できるよう調達方法を確認し、関連業者等と確保に向けた準備を整える。

また、各浄水施設内に可能な限りの必要物資（水道用資機材、自家用発電機の燃料等）をあらかじめ確保しておく。

イ マスク等の備蓄

感染を防止するため、主に浄水場等の職員を対象に、マスク、手袋、うがい薬、手洗い消毒液等の物資を備蓄する。

マスク等、使用有効期間の長いものについては、事前に必要量をストックするとともに、該当部署へあらかじめ配布しておき、不足分については適宜購入する。

3 新型インフルエンザ国内発生期の対応

新型インフルエンザ国内発生期（おおむねフェーズ 4B（国内発生）段階に対応）においては、以下の対応を講ずることが考えられる。

(1) 対策本部の設置

水道事業者等において対策本部を設置し、市町村等の危機管理対策会議等において収集した新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有を図るとともに、必要に応じてライフライン機能維持のための対策、施設の稼働のための要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等の事項について検討を行う。

また、委託業者等に対しても、情報提供及び注意喚起を行うとともに、委託業者等における新型インフルエンザ患者の発生状況等を把握するため、必要な情報の提供を要請するとともに、事故時の対応に準じた情報連絡体制を速やかに確立する。

(2) 利用者への情報提供

利用者に対して、水道水に対する不安を抱かせることがないように、水道水の安全性について、ホームページ等の広報媒体を利用して情報提供を行う。

利用者からの問い合わせに対して、的確に対応できるようにするため新型インフルエンザに関する想定問答を作成する。

(3) 職員への感染予防強化

水道事業者等は、新型インフルエンザに関する職員からの問い合わせに対応する相談窓口等を設置するとともに、予防策の周知徹底や新型インフルエンザに関する基礎知識を掲載するなど、職員への意識啓発を強化する。

「咳エチケット」を継続して実施する等、予防策の取組を強化するとともに、産業医等による健康相談の実施等感染拡大予防に努める。

職員が新型インフルエンザの感染について疑われる症状がある場合は、直ちに保健所に連絡するとともに、保健所の指示に従い、産業医や医療機関等において受診するよう指導する。併せて、職員の状況把握に努める。

マスク等の物資を対象となる職員に配布し、感染予防用具等の装着及び使用を義務づける。

また、緊急を要するものを除いて対面による会議は中止又は延期し、原則として電話、ファックス、メール等を利用する等の措置を講ずる。

(4) 近傍地域等における流行に備えた対策

新型インフルエンザが近傍地域等で流行した場合において、業務等の混乱を避けるため、対策本部において決定する方針に基づき、対応を検討し、不測の事態に対処できるよう準備しておく。

ア 要員確保の準備

新型インフルエンザの発生による職員のり患により人員の確保が困難となる状

況を想定し、水の安定供給を維持するための業務の優先順位を検討する。

特に、浄水施設の運転管理業務については、優先度が高く、当該業務の遂行に当たっては特別な技能を必要とすることから、2(4)で確認したリストにより業務遂行可能な職員について配置場所等の検討を行い、本人に周知する。

また、協力要請対象となっている他部局の職員及び退職者には協力の可否を確認するとともに、可能な場合は協力要請を行う。

なお、業務の優先順位の検討に当たっては、「米国の職業安全管理局のガイダンスでは、感染流行のピーク時の欠勤率を40%と想定」（「事業者・職場における新型コロナウイルス対策ガイドライン」より）されていることを踏まえつつ、職員等が罹患した場合には、例えば週ごとの罹患率を把握した上で、優先順位が高い業務に携わる職員等については対応可能な職員総数を勘案して設定するなど、流行のピーク時においても対応可能な体制を確保できるように留意するものとする。

イ 水の安全性確認

浄水場の浄水過程における塩素注入量、給水所等における残留塩素量の監視体制を強化する。

ウ 委託業者等との連携

水の安定供給に必要な業務等を委託業者等が実施している場合は、感染予防の強化、ライフライン機能維持のための業務実施体制の構築等の措置を講じるよう要請する。

エ 物資の調達

水の安定供給の確保に必要な薬品等の物資の備蓄量を確認し、不足していると考えられる物資は速やかに調達し、備蓄量の増量措置を講じる。

また、物資が継続して確保できるよう、他の水道事業者等、委託業者等に対し応援・支援を要請する。

それでも物資の継続確保が困難になると考えられる場合は、代替手段の採用について検討する。

4 近傍地域等における新型インフルエンザ流行期以降の対応

近傍地域等における新型インフルエンザ流行期以降(おおむねフェーズ5B(国内発生)段階以降)においては、3で示した対応に加えて、以下の対応を講ずることが考えられる。

(1) ライフライン機能維持のための要員確保

新型インフルエンザの流行期において、水道事業者等に求められているものはライフライン機能の維持であり、そのための要員確保が最も重要である。

大規模に流行した場合やり患人員が施設ごとに偏ってしまった場合等、要員の確保が困難となるなどあらゆる事態が想定される。

基本的には、水道事業者等内での人員の配置換え等で対応することとなるが、それでもなお人員の不足が生じる場合は、水道事業者等で設置した対策本部等において状況を把握し、適正な人員配置を行うものとする。

また、水の安定供給に必要な業務を委託業者等が実施している場合は、当該委託業者等に対しても、運転管理を行う要員や突発事故に対応する人員を確保するよう要請する。

これらの対応のほか、以下の対応を図ることが考えられる。

- 要員の不足に伴い新たに配置する職員について、必要に応じて兼務発令等を行う。また、対象となる職員が市町村等の他部局の職員である場合は、人事担当部局に対して併任を要請し、併任発令を行う。
- 収入、支払、契約その他の業務のうち、最低限維持する必要があるものに要する人員確保のため、事務分担の変更、勤務シフトの変更等必要な措置を講ずる。
- 断水、濁水、漏水等の突発事故対応が現状の体制では困難となった場合は、必要な要員を確保するほか、可能な場合には委託業者等に対して応援を要請する。

また、特に、浄水施設においては以下の対応を図ることが考えられる。

- 水道事業者等の職員、委託業者等における新型インフルエンザ患者の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、水の安定供給確保に関して優先順位の低い業務の一時停止を検討する。また、感染が拡大した場合は、必要に応じ、職員の配置換えを行う等の措置を講じる。
- 運転管理業務要員の不足が生じる可能性がある場合は、1(2)で作成したリストを活用し、要員の適正配置等を行い、要員を確保する。また、必要に応じて人事担当部局へ兼務発令等の要請を行う。事前に協力の了解が得られている退職者については、状況に応じて協力を依頼する。それでも要員の確保が困難となるおそれがある場合は、他の水道事業者等への応援・支援の要請について検討する。
- 運転管理業務などの優先順位の高い業務を委託業者等が行っている場合は、当該業者に対し、業務継続を最優先事項とするよう指導するとともに、要員を確保するよう要請し、要員確保が困難な場合は、水道事業者等の職員が対応するなどの措置を講ずる。
- 浄水場等の運転管理業務は、水の安定供給を行う上で不可欠であり、これらの要

員については感染に対するリスクを軽減させるため、公共交通機関による通勤を控え、自転車、自家用自動車等を利用することにより、外部との接触を極力避ける。

(2) 利用者への情報提供

利用者に対して、水道水に対する不安を抱かせることがないよう、水道水の安全性について、あらゆる広報媒体を活用して情報提供を行う。

また、利用者からの問い合わせに対しては、3(2)で作成した想定問答を活用しながら対応する。

(3) 水質の安全性確保

引き続き、浄水場の浄水過程における塩素注入量、給水所等における残留塩素量の監視強化を図る。

(4) 職員がり患した場合の対応

ア 情報連絡体制の確立

職員又はその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、水道事業者等へインフルエンザ感染症状の報告を義務付けることとし、水道事業者等は、職員又はその家族の感染に関する情報把握を行う。報告事項は、感染者の氏名、発症日、診断書の内容、療養期間等の必要な情報とする。

また、把握した情報は、保健所に連絡するとともに、必要に応じて市町村等に設置された新型インフルエンザ対策本部等と情報共有を行う。

感染した職員に対しては、産業医等の意見を踏まえた上で、必要に応じて自宅待機を促す等の措置を講ずる。

イ 服務関係

職員がり患した場合の服務については、原則として通常の病気休暇及び病気休職制度で対応することが考えられる。

また、必要に応じて在宅勤務等を検討し、勤務時間の変更を行う等の措置を講ずる。

(5) その他の措置

ア 不要不急の外出等の禁止

- 国内外からの水道施設等の視察、研修等の受入れを中止する。
- 検針・収納業務に係る現場作業継続について検討し、できる限り勤務できる職員で対応する。定期検針の遅れ等については、委託業者等の雇用の調整等により最大限防止していく。
- 断水・濁水・漏水等の突発事故以外の工事や外出を伴う業務については、新型インフルエンザの感染が一定程度終息するまで縮小する。
- 布設工事等については、感染拡大による工事の遅れが予想されることから、工期の延長や優先順位の高い工事からの施行等について検討する。また、委託業者

等との連絡が不通となることも予想されることから、現場代理人及び監理技術者の代理等による連絡体制を整備する。なお、浄水場及び給水所での工事は、水の安全性を配慮し、一時中止する。

- 公共交通機関を極力避けるなど、感染拡大を防止するため、不特定多数の人と接触するような外出は控える。

イ 窓口業務等の縮小

- 各金融機関からの水道料金支払に係る窓口への提出については、可能な限りファックス等によるものとし、原本の授受は流行終息後とする。
- 支払金振込口座登録の受付業務等の不要不急な水道料金支払に係る窓口業務を停止する。
- 契約案件について、公表及び入札の方法、延期・中止等の検討を行う。契約は、電子入札を基本とし、業者との連絡はファックス、メール等、来庁しない方法に限定する。
- 業者等の立入りについては、事前連絡を徹底し、マスク等の着用を義務付ける等の措置を行う。
- 営業所窓口については、勤務できる職員で対応するが、感染が拡大した場合は窓口の縮小等を検討する。
- 図面の閲覧等の受付窓口の対応については、できる限り勤務できる職員で対応する。

参 考 资 料

事業 者 ・ 職 場 に お け る
新 型 インフルエンザ 対 策 ガイ ド ラ イ ン

新 型 インフルエンザ 専 門 家 会 議

平 成 19 年 3 月 26 日

事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

新型インフルエンザの基本的知識

発生前の準備

- 1) 危機管理体制の確認(対策本部の設置、連絡体制構築)
- 2) 情報収集及び周知方法の確立
- 3) 業務運営体制の検討
- 4) 感染の予防の事前の措置 (手洗いの励行、在宅勤務等の業務形態の検討など)
- 5) 物品の備蓄(マスク、手袋、手指消毒用アルコールなど)
- 6) 社会機能維持に関わる事業における業務継続の検討(業務を継続する観点から、運営体制を検討)



発生直後の対応

- 1) 情報収集及び周知
- 2) 感染拡大予防の措置 (会議、会合、研修等を中止または延期、電話会議やビデオ会議 など)
- 3) 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置
感染国の従業員等及びその家族退避、海外出張の是非等を検討
- 4) 予防的措置の啓発 (「咳(せき)エチケット」、健康状態の自己把握 など)



感染拡大時の対応

- 1) 情報収集及び周知
- 2) 業務運営体制の検討 (必要に応じた業務の縮小、従業員等の自宅待機など)
- 3) 感染拡大予防の措置
- 4) 予防的措置の啓発の強化
- 5) 社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制

事業者・職場における新型インフルエンザ対策 ガイドライン

本ガイドラインは、事業者・職場における新型インフルエンザ対策の参考とするために作成したものである。新型インフルエンザ対策は全国民で取り組むべきものであり、その一環として職場においても対策の推進に協力することが望まれ、その際に本ガイドラインが参考になる。

新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、このガイドラインは、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

1. 新型インフルエンザの基本的知識

(1) 新型インフルエンザとは

- 新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスがヒトに感染し、ヒトの体内で増えることができるようになり、ヒトからヒトへと効率よく感染するようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。
- 新型インフルエンザウイルスはいつ出現するのか、誰にも予測することはできない。人間界にとっては未知のウイルスでヒトは免疫を持っていないので、これは容易にヒトからヒトへ感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。
- このような例の一つとしてスペイン風邪（スペイン・インフルエンザ）（1918年-1919年）がある。世界では人口の25～30%が罹患し、4000万人が死亡したと推計されており、日本では2300万人が感染し、39万人が死亡したと記録されている。その記録から、大流行が起こると多くの人々が感染し、医療機関は患者であふれかえり、国民生活や社会機能の維持に必要な人材の確保が困難になるなど、様々な問題が生じることが考えられている。
- スペイン風邪では、約11ヶ月で世界を制覇したと伝えられているが、現代社会では、人口の増加や都市への人口集中、飛行機などの高速大量交通機関の発達などから、世界のどこで発生しても、より短期間にまん延すると考えられる。また、日本以外の国での大流行であったとしても、日本企業の海外進出も著しく、人的交流も盛んなため、日本だけが影響がないことはありえない。したがって、日常からの対策と準備が必要となる。

(2) 国・地方自治体の対策

- 厚生労働省では、平成17年11月にWHOのパンデミックフェーズ分類を参考にした「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定・公表している。またそれに基づいた行動訓練等を、国を挙げて行っている。さらに、新型インフルエンザに対する対応策として、このガイドラインも含め公衆衛生、医療、社会対応の各部門でガイドラインを作成している。
- さらに、新型インフルエンザの蔓延を防止するために、プレパンデミックワクチンの製造備蓄や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、医療体制の整備など、日本国内での発生に備えた対策を行っている。
- また、地方自治体でも国の行動計画に沿った形、もしくは独自の形で新型インフルエンザ対策の行動計画やマニュアルを策定している。各自治体の衛生部局や保健所のホームページ等で掲示されているので参考にさせていただきたい。

2. 新型インフルエンザ発生前の準備

(1) 危機管理体制の確認

各事業者は、各職場において、必要に応じ、新型インフルエンザ対策の準備、発生時の対応のため、事業者・職場の最高責任者、専属産業医がいる場合は産業医を含めた対策本部や、実際のインフルエンザ対策に当たる作業班などの設置や、緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関との連絡体制や職場内の連絡網などの危機管理体制を確認する。なお、専属産業医がいない職場や産業医を選任していない職場では、新型インフルエンザの対策に関して、選任している産業医や地域にいる産業医に相談し、助言を依頼することも検討する。

(2) 情報収集及び周知方法の確立

事業者は、国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体や、世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、事業者団体、関係企業等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・職場としての対応方針と併せて、従業員等に迅速かつ適切に周知する方法を確立しておく。

国の情報

厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>

国立感染症研究所のウェブサイト <http://www.niid.go.jp/niid/index.html>

同研究所の感染症情報センターのウェブサイト

<http://idsc.niid.go.jp/index-j.html>

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

都道府県・保健所・市町村の情報

各都道府県・保健所・市町村においてウェブサイトが開設されており、そこから情報や住民へのお知らせが発信されているので参考にされたい。

世界の情報

世界保健機関（WHO）のウェブサイト

鳥インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

（3）新型インフルエンザ流行時の業務運営体制の検討

新型インフルエンザの感染被害は、世界各国、日本全域で広範囲に広がる恐れがある。また、一回の感染流行の波は約2ヶ月間続くとされており、その流行の波が1年以上繰り返すことも考えられる。各職場においても、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的には、相当数の従業員等が欠勤することも予想されている。

事業者は、従業員等が欠勤した場合に備えて、関係事業者や補助要員を含めて業務運営体制について、事業の性格に応じて検討を行い、必要に応じて対策を講じる。

（参考）

米国の職業安全管理局のガイダンスでは、感染流行のピーク時の欠勤率を40%と想定している。

（4）従業員等への感染の予防のための事業者・職場の事前の措置

まだ新型インフルエンザが発生する前であるが、事業者は従業員等の中の感染拡大を防止する意識を高めるため、職場において、事前に、必要に応じて、以下の措置を講じる。

- 手洗いの励行。
- 従業員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、健康教育を行う。
- 従業員等の海外渡航に係る情報について把握する仕組みを構築する。（外務省の渡航情報発出以降）
- 可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態を検討しておく。

- ・在宅勤務で可能な業務の有無
- ・対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議の利用
- ・ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用の回避など。

(5) 感染予防・感染拡大防止のための物品の備蓄

新型インフルエンザ発生後は、マスク等の感染予防物品の買い占め等による、物品の不足が想定されるため、各職場では必要になる物品を予め備蓄しておくことが望ましい。

○ マスク

- ・学校や接客業等、他者と近距離での接触が避けられない事業では、会話、咳、くしゃみによる飛沫感染予防と感染拡大防止の目的で使用する。
- ・マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。
- ・なお、N95マスクに関しては、医療関係者等で、インフルエンザ症状のある人との近距離での接触が予想される場合にのみ必要である。
- ・一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要である。
- ・マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

○ 手袋

- ・患者発生後の職場における、消毒作業や環境整備の際に使用する。
- ・防水性で、使い捨てタイプのものが望ましい。

○ 石鹼及び手指消毒用アルコール

- ・石鹼を用いた手指の洗浄を頻繁におこなうことが望ましいが、それが困難な場合の代用として使用する。

(6) 社会機能維持に関わる事業における業務継続についての検討

特に社会機能の維持に関わる事業者等は業務を継続する観点から、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制について検討を進める。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

新型インフルエンザの流行の波は複数回あると考えられており、1つの波の流行期間は約2ヶ月間続くと考えられている。その2ヶ月間機能停止することで国民生活や社会機能が破綻するおそれがあるものを社会機能維持者の対象とする。

① 治安維持

考え方：機能低下を来した場合、治安の悪化のため社会秩序が維持できないもの

消防士、警察官、自衛隊員、海上保安官、矯正職員等

② ライフライン関係

考え方：機能低下を来した場合、最低限の国民生活が維持できないもの
電気事業者、水道事業者、ガス事業者、石油事業者、食料販売関係者等

③ 国又は地方公共団体の危機管理に携わる者

考え方：機能低下を来した場合、最低限の国民生活や社会秩序が維持できないもの

国会議員、地方議会議員、都道府県知事、市町村長、国家公務員・地方公務員のうち危機管理に携わる者等

④ 国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

考え方：機能低下を来した場合、情報不足により社会秩序が維持できないもの

報道機関、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等

⑤ 輸送

考え方：電気・水・ガス・石油・食料といったライフラインを維持するために必要な物資を搬送する者

鉄道業者、道路旅客・貨物運送業者、航空運輸業者、水運業者等

また、社会機能の維持に関わる事業者等は、その機能の破綻が及ぼす社会的影響が大きいことから、以下の点について検討・確認を行い、必要に応じて計画の策定を行うことが望まれる。

○ 危機管理体制の確認

○ 業務の継続に必要な機能、業務、設備及びその他リソースの検討

- ・ 業務の継続のために必要な部署の特定及びこれらの部署に対する感染予防策の検討（従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等）
- ・ 業務の継続のために必要な業務及び交代・補助要員の確保の検討と当該従業員等の勤務態勢の検討（満員電車の回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少、そのための食料、毛布等の備蓄等）
- ・ 業務の継続に必要な機能における代替意志決定システムの検討

- ・ 業務の継続のための代替設備の運転等の検討
- マスク等必要な物資の備蓄
- 職場内での感染拡大防止策の検討、疑い例が確認された際の対応の確認
- 上記及びその他業務継続のための対策の検討とこれに基づく従業員の訓練、必要に応じた対策の見直し

3. 国内外で新型インフルエンザが発生した直後からの対応

(1) 情報収集及び周知

事業者は、国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体や世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、事業者団体、関係企業等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・職場としての対応方針と併せて、社内外に迅速かつ適切に周知する。

(2) 職場内での感染拡大予防のための措置

事業者は、職場内での感染予防のために、従業員等に対して以下の措置等を講ずる。

- 従業員等に新型インフルエンザに関する情報を正確に伝える。
- 個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起を行う。
- 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないように要請する。
- 自宅待機を要請する際には産業医等の意見を聞くことが望ましい。

(3) 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

事業者は、海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成18年10月1日改訂 労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター）等を参考としつつ、職場として、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- 患者発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族に対して、外務省から発出される渡航情報（感染症危険情報等）や、現地の日本国大使館の情報等を踏まえ、現地の従業員等及びその家族並びに事業の状況に応じて、退避の可能性等を含めて検討する。（外務省が渡航情報発出以降）
- 外務省の渡航情報（感染症危険情報等）を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外出張をできるだけ避ける。（外務省が渡航情報発出以降）
- 患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族は検疫ガイドラインに従う。
 新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、保健所は、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

（４）従業員等への予防的措置のための知識の啓発

事業者は、新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を行う。

- 国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。
- 外務省の渡航情報（感染症危険情報等）に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。
- 発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行する。
- 「咳（せき）エチケット」を心がける。
 「咳エチケット」とは、風邪をひいた時に、他人にうつさない為のエチケットで、
 * 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1 m以上離れる。
 * 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
 * 咳をしている人にマスクの着用を促す。
 マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられる。
 一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要である。

* マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

- 従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう促す。
- 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。
- 不要不急の外出を自粛する。

4. 国内で新型インフルエンザの感染がさらに拡大した時の対応

(1) 情報収集及び周知

事業者は、感染情報の収集及び周知を引き続き行う。

(2) 業務運営体制の検討

- 必要に応じて業務の縮小と、従業員等の自宅待機を検討する。
- 国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請があった場合は要請に協力するよう努める。
- 保健部局等からの助言等を受けつつ、事業所等の衛生管理に努める。

(3) 事業所内での感染拡大予防のための措置

- 新型インフルエンザ発生前後から実施している措置を強化する。
- 社員食堂や休憩所等で従業員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討する。
- 可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態をとる。
 - ・ 在宅勤務
 - ・ 重要でない会議、会合、研修等を中止又は延期
 - ・ 電話会議やビデオ会議への変更
 - ・ ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。

(4) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発の強化

事業者は、新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、

必要に応じて以下の知識について啓発を強化する。

- 国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。
- 外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。
- マスク、うがい、手洗いを励行する。
- 「咳（せき）エチケット」を心がける。
- 従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう、促す。
- 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。
- 不要不急の外出を自粛する。

(5) 社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制

特に社会機能の維持に関わる事業者等は業務を継続する観点から、予め策定した計画がある場合には、それに従って、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などを行うことで、新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制を確保する。なお、業務継続の判断に当たっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

社会機能の維持に関わる事業者等は、その機能の破綻が及ぼす社会的影響が大きいことから、特に以下の点を実行することが望まれる。

- 適切な情報収集と危機管理体制の発動
- 業務の維持に向けた業務、設備及びその他リソースの確保
 - ・ 業務の継続のために必要な部署等に対する感染予防策の実施（従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等）
 - ・ 業務の継続のために必要な部署等における感染予防のための勤務態勢の実施（満員電車の回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少等）
 - ・ 必要に応じた感染拡大時の代替意志決定システムの発動、代替設備の運転等
- 疑い例が確認された際の適切な対応

- 適切な広報、従業員等及びその家族への適切な情報提供

参考資料

1. 患者滞在場所に対する環境整備・消毒について

通常の季節性インフルエンザの場合、その感染経路は『飛沫感染』が主であり、他に『接触感染』、更に特殊な条件下(患者のアεροゾル発生措置等)における患者周囲での『空気感染』が考慮されているが、これまでに『飛沫感染』以外の感染経路による感染伝播に関する明確なエビデンスはない。空気感染は主に特殊な処置を行った場合の患者周囲等においてその可能性があるということが考えられているが、患者が退出した後の部屋や、ノロウイルスのように落下したインフルエンザウイルスが埃とともに舞い上がって吸い込まれて感染すること(塵埃感染)は原則として考慮する必要はないと思われる。

通常のインフルエンザ、新型インフルエンザの感染経路、感染対策に関する詳細は『医療施設における感染対策ガイドライン』を参照されたいが、以上のことを踏まえて、以下に患者が滞在していた場所に対する環境整備・消毒の方針を示す。公衆衛生関係者には、これらを踏まえて発病者の家族や関係者に対する指導を実施されたい。

(1) 環境整備

1) 床の清掃

有機物にくるまれたウイルスの除去をおこなうために、患者が滞在した場所の床は濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。その際に洗剤を使用するとより効果的である。明らかに患者由来の液体(血液、尿、便、喀痰、唾液等)が存在している箇所は消毒を行う。

2) 患者が接触した箇所の清掃

患者が頻回に接触したと考えられる箇所(ドアノブ、トイレの便座、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、ベッド柵等)についても、濡れタオルや雑巾で拭き取り清掃を行う。洗剤を使用するとより効果的である。パソコン、電話、FAX等の電子機器類等、水分が入ることによって故障の可能性のあるものはアルコール製剤による消毒を行う。

3) 壁、天井の清掃

患者由来液体が明らかに付着していない場合は清掃の必要はない。患者由来の液体が付着している場合は当該箇所を広めに消毒する。

4) 食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンは通常の洗浄・清掃でよい。衣類やリネンに患者由来の液体が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所をアルコール製剤を用いて消毒する。また、可能であれば熱水消毒（80℃、10分間以上）を実施する方法もある。

5) 物品

患者が使用していた物品は、適宜拭き取り清掃を行う。

(2) 消毒について

消毒は次亜塩素酸ナトリウム溶液かあるいはイソプロパノールもしくは消毒用エタノール製剤を用いて行う。

1) 次亜塩素酸ナトリウム溶液

濃度は0.05～0.5w/v%（500～5,000ppm）の溶液を用いる。30分間の浸漬かあるいは消毒液を浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴霧は不完全な消毒や、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、また消毒実施者の健康障害につながる危険性もあるため、実施してはならない。

2) イソプロパノールもしくは消毒用エタノール

70v/v%イソプロパノールもしくは消毒用エタノールを用いて消毒を行う。消毒液を十分に浸したタオル（ペーパータオル等）、脱脂綿を用いた拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴霧は不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、推奨されない。

(3) 環境整備の際に着用すべきもの

清掃、消毒等の環境整備を行う際に、実施者はマスク（原則的にサージカルマスク）。ゴーグルもしくは眼を防御するもの、手袋を着用する。手袋は滅菌である必要はなく、頑丈で水を通さない材質のものを使用する。

(4) 手指衛生について

環境整備後あるいは消毒後には手袋を外した後に流水・石鹼による手洗いもしくは速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を必ず実施する。手指衛生はあらゆる感染対策の基本であり、室内で患者の所有していた物品を触った後、食事配膳前、食事接種前、排便・排尿後にも手指衛生を実施すべきである。また、患者発生後地域において新型インフルエンザの流行が発生する可能性があり、外出からの帰宅後にも必ず手指衛生を実施するように指導する。